

さくら市農業委員会総会議事録（令和7年7月定例総会）

1. 開催日時 令和7年7月25日（金）午後1時30分から午後2時28分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願いについて

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議案第5号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

議案第6号 さくら市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

議案第7号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村松 貞往

副主幹兼係長 小倉 真理

主査 高野 洋

主事補 小竹 敦子

7. 会議

○事務局長(村松)

定刻になりました。

本日の出席委員は 19名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。

では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長(七久保)

みなさんこんにちは、暑いなかご苦労様です。7月となり残り任期もあと1年間となりました。辞める方、継続する方それぞれでございますが、残り期間しっかりと業務に取り組んで参りましょう。

ただいまから、さくら市農業委員会7月定例総会を開催いたします。

○事務局長(村松)

それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長(七久保)

本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。

はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。

○1番 古澤一郎 委員

本日午前10時より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、第2号1件、第3号2件、第7号1件、計5件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第2調査会委員長の報告を求めます。

○11番 小林義和 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号2件、第3号2件、第7号2件、計6件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第3調査会委員長の報告を求めます。

○17番 大谷伸二 委員

本日午前10時より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第5号1件、第7号1件、計2件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第4調査会委員長の報告を求めます。

○6番 片岡純雄 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第3号1件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議事録署名委員の指名

○議長(七久保)

それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。

16番の「小川 圭一」委員、17番の「大谷 伸二」委員 を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 非農地証明願について

《議案1－1》

○議長(七久保)

議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。

番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第1号番号1番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20

年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○9番 手塚智枝子 委員

案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、昭和56年に納屋を建築し宅地の一部として利用し、現在に至っておりますので非農地証明は妥当と考えます。

16日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案1-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第1号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第1号番号2番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○3番 小菅和彦 委員

案内図1－2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

数十年前に植林され、現状と致しましては、山林と化している状況となっております。

先週の土曜日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案1－3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第1号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第1号番号3番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○1番 古澤一郎 委員

案内図1－3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

昭和49年ごろより住宅敷地として利用され、約50年以上宅地の状態であり今後も宅地として利用する見込みであり、農地としての利用は困難です。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地を確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号3番については、原案どおり承認されました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

《議案2-1》

○議長(七久保)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。

番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第2号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚裕一 委員

案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

昭和55年許可後に建築計画を予定通り進めていましたが、ご両親から老後の面倒を見てほしいとの話があり、急遽建てられなくなったもので今回計画変更するものであります。

20日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

《議案3-1》

○議長(七久保)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第3号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚裕一委員

場所は議案2-1と同じ場所になります。

転用計画の必要性といたしましたは、戸建て住宅を建てるということで、奥さんの職場が近い、また来年子供が生まれるとのことでこちらに設定したとのことであります。

土地利用計画といたしましては木造二階建、駐車場 3 台、取水は上水、汚水は公共下水道、雨水枡を設置となっております。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策に関しましては、周辺に農地はございません。

20 日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号 番号 1 番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第 3 号 番号 1 番については、原案どおり承認されました。

《議案 3－2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第 3 号 番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第 3 号番号 2 番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○9 番 手塚智枝子委員

案内図 3－2 をご覧ください。(申請の場所を説明。)

㈱○○○が◇◇さんの土地を宅地分譲の目的で売買による所有権移転を行う案件になります。

転用行為の必要性として、当社は、不動産取引、建築工事、コイン洗車場、駐車場、ブ

ティック、コインランドリーの経営、不動産の賃貸借及び管理、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務等を営む会社であります。

当地は、都市計画区域の第一種住居地域に位置していて、住宅地に最適で当社手持ち物件の不足に際し販売物件にしたいと考えた次第であります。

土地の選定理由といたしましては、用途地域区分の第一種住居地域にあたり、宅地分譲に適した土地と考え選定いたしました。

土地利用計画は、当地と隣接地を併せて***㎡を宅地分譲地として、分譲いたします。区画は二区画にします。また、市道U-****号は、セットバックが必要なためセットバック分***㎡を確保します。分譲区画境界には、コンクリートブロックを並べて区画割りして各宅地・通路に碎石を敷詰めて整地します。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策は、北側は譲渡人の宅地、東側は宅地、南側は市道、西側は宅地、給水は、市営水道から給水します。下水は、公共下水道に接続して処理します。

雨水は、各宅地内に浸透処理します。よって、周辺農地に被害を及ぼすおそれはありません。

16日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案3－3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第3号番号3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○3番 小菅和彦委員

案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、〇〇〇(株)が譲渡人◇◇さんから売買によって農地を取得し宅地分譲を行う案件でございます。

転用行為の必要性、〇〇〇(株)は不動産の売買及び建築業を主体とする総合不動産業者であり、さくら市においても宅地分譲販売の実績があります。今回計画している当地においても周辺に住宅が多く建ち並び、住宅販売に適した地であると確信し、譲渡人の協力が得られたので計画の実行に至りました。

土地の選定理由、☆☆☆の土地であり、住宅地として最適で、現在まで1期から**期の造成を行い、お客様より高い評価を頂いたため、本申請地は**期として建売住宅需要が確実に見込める立地であると確信し選定しました。

土地利用計画ですが、区画整理地内であるため周辺道路は整備済です。区画は***㎡から***㎡で計6区画を計画しております。乗り入れは、西側道路の市道から。造成計画については、各区画に化粧ブロックの設置を行い、隣接地への雨水の流出を防止します。造成高は既存宅盤から約20cm切土とし、駐車場は隣接道路に合わる予定です。し尿及び生活雑排水は公共下水道に、給水計画は、さくら市事業水道管より各戸受水します。雨水排水については、防災調整池が整備済ですので道路側溝に直接放流します。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策ですが、西面が道路、北側、東側、南側が宅地となっておりますので農地はございません。ですが、土砂及び雨水が周辺農地に流出しないように、外周は化粧ブロック積を行うとのことです。隣接に農地はございませんので、日照通風等の影響はないと考えられます。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号3番については、原案どおり承認されました。

《議案3－4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号4番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第3号 番号4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○8番 関誠委員

案内図3－4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

本申請は、譲受人〇〇〇(株)が建売住宅敷地として転用する案件でございます。

転用行為の必要性は、〇〇〇は建売分譲を主力に事業展開している開発会社であります。今回計画している当地は周囲を宅地に囲まれており、西側には現在大型スーパーを建築しているなど、住宅販売に適した土地であること。また近隣施設には◇◇小学校まで**km、氏家中学校まで**kmであり、国道4号線へのアクセスも容易であることなどから、住宅需要の高い地域と判断し計画に至っております。

土地利用計画ですが、宅地6区画を計画しております。木造2階建住宅6棟建築し、各宅地はそれぞれ2台分の駐車場を確保するものです。

し尿及び生活雑排水は公共下水道に放流し、雨水は敷地内の浸透により処理いたします。給水計画については、さくら市事業水道管から取水する計画となっております。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への影響につきましては、東側は道路、北側は譲渡人の宅地と農地、南側と西側は道路でございます。また、敷地外周囲にはコンクリートブロックとする計画でございます。周辺農地への影響は低いと考えております。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号4番については、原案どおり承認されました。

《議案3－5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号5番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第3号 番号5番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存敷地の拡張 既存施設の面積の2分の1を超えないもの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡純雄委員

案内図3－5をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、譲渡人◇◇さんから(有)〇〇が売買による所有権移転を行う案件であります。

〇〇は、解体工事業、建築工事、鉄・非鉄スクラップ業を行っております。年々、事業の拡大に伴い現在の敷地では手狭となり、従業員等の車を駐めるスペースが狭く確保したいということでもあります。

土地の選定理由としては、既存敷地の隣に、ちょうど車を8台から10台駐められる土地があったということで、また所有者が高齢で土地の売却の相談を受けていたとのことで

す。

土地利用計画は、当社の重機でならして均等にした後、砂利を引く予定であります。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号5番については、原案どおり承認されました。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

《議案4》

○議長(七久保)

次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題に供します。
それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用集積等促進計画となります。

令和7年度 第4号 公告予定年月日は令和7年8月29日です。

計画の内容といたしましては、農用地利用促進計画(公社)7件です。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号については、原案どおり承認されました。

議案第5号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

《議案5-1》

○議長(七久保)

次に、議案第5号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第5号番号1番について、朗読して説明。)

森林の様相を呈する等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地。

農振、白地、土地改良、未実施

現地確認担当者、田崎 次男 委員

現地確認日、令和6年8月8日 以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎次男委員

場所は事務局の説明のとおりであります。

申請書のうしろに写真が付いていますが、雑木等、森林化している状況でございます。事務局から説明のありましたとおり農地に戻すのは困難な状況であります。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。
議案第5号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第6号 さくら市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

《議案6》

○議長(七久保)

次に、議案第6号「さくら市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

さくら市農業振興地域整備促進協議会設置要綱により、さくら市における農業振興地域整備計画の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項を審議するため、さくら市農業振興地域整備促進協議会が設置されておりますが、令和7年7月31日をもって任期が満了します。

設置要綱第3条に規定があるとおり、農業委員会の代表者6人の選出が必要となりますので、推薦者の協議をお願いいたします。

なお、任期は2年であり、再任をすることができると規定されていることを申し添えます。以上です。

○議長(七久保)

ただいま、事務局より説明がありましたが、どのような方法で選出したらよいか、お諮りいたします。

○5番 田崎次男委員

現在の委員に引き続きお願いできれば、それが良いと思います。

○議長(七久保)

その他、ご意見ございますか。

【意見なし】

○議長(七久保)

その他にご意見がないようですので、さくら市農業振興地域整備促進協議会委員に

会長のわたくし 七久保 勉

会長職務代理者の 関 誠 委員

第1調査会 副委員長の小林薫 委員

第2調査会 委員長の小林義和 委員

第3調査会 委員長の太谷伸二 委員

第4調査会 委員長の片岡純雄 委員

を推薦したいと思います。賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号につきましては、会長の私と職務代理者と第1調査会副委員長と第2、第3、第4調査会委員長の6名を推薦することに決しました。

議案第7号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について

《議案7-1-1》

○議長(七久保)

次に、議案第7号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について」を議題に供します。

それでは、議案第7号 番号1の1番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○12番 石塚良男 委員

案内図No.1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

申請人の宅地に隣接する農地の一部に娘さんの住宅建設の計画が持ちあがり本申請に至りました。

申請地は、北側は〇〇〇、西側は自宅に隣接しています。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、

地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の1番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の2番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.7haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚栄一 委員

案内図No.2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

申請地は、建売住宅を5棟建てる計画となっております。

16日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の2番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の3番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域、第2種居住地域でありますので、第3種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎次男 委員

案内図No.3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容としては太陽光に転用するものであります。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。
議案第7号 番号1の3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の3番については、原案どおり承認されました。

《議案7-1-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号1の4番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域、第1種居住地域でありますので、第3種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚栄一 委員

案内図No.4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

16日に耕作者に確認をしてきましたが問題は無いようであります。申請者は大工さんで建設業の作業場が欲しいようです。以上の様な状況で、16日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。
議案第7号 番号1の4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の4番については、原案どおり承認されました。

《議案7―2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

「2農業を担う者の変更について」をご覧ください。農業を担う者変更明細に記載がございます。全部で4件となっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○議長(七久保)

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号2番については、原案どおり承認されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

《報告第1号、2号》

○議長(七久保)

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号2番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号2番はお目通しを願います。

○議長(七久保)

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。

閉会時間（午後2時28分）